

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月からA協会において手話通訳として勤務していたところ、B県B市所在のCセンター（以下「本件事業場」という。）が運営するD情報センター（以下「情報センター」という。）の新設に伴い、平成〇年〇月〇日からは、情報センターの生活支援員兼コーディネーターとして業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から疲れやすく、気持ちが不安定になって、夜、仕事のことを考えて涙を流したりするようになったとし、同年〇月〇日、E病院に受診して「うつ病」と診断されたほか、複数の医療機関の受診を経て、治療を継続している。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病の有無及び発病時期

請求人は、平成〇年〇月〇日以降、Fクリニック、G病院、Hクリニック、I病院、Jクリニックと、多数の医療機関を受診し、「適応障害」又は「うつ病」との診断名の下に療養している。労働局地方労災医員協議会第二専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付意見書において、請求人のこうした療養経過及び自訴等から、傷病名は「うつ病エピソード」であり、発病時期は平成〇年〇月頃とするのが妥当であると述べている。当審査会においても、請求人及び請求代理人の主張及び請求人の上記受診経緯からみて、専門部会の意見のとおり、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求代理人は、情報センターでの業務は請求人にとって初めての業務であり、所定労働時間で終わらない程の業務量であったとして、認定基準別表1の具体的出来事のうち、「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）及び「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（同「Ⅱ」）に該当する旨主張する。

この点、確かに、請求人は、情報センターの新設に伴い、A協会から異動しており、配置転換がなされたと判断できるものであり、また、少なくとも一部においては、従前の職場では従事することのなかった業務を行うことになった事実も認められることから、仕事内容に変化があったものと判断できる。しかしながら、配置転換自体は、転居を伴うものでもなく、大きな負担となったとは認められず、業務についても、主たるものは、従前における職場と同様、聴覚障害者のための各種事業を実施もしくは援護することにより、大きな変化があったとは言い難い。請求人は、不慣れた業務に従事することになり、早出出勤や昼休みを削るなどの方法により業務をこなしていた旨主張するが、仮にこうした事実があったとしても、業務量が大きく増加したとは判断できない。この点、請求人の本件疾病発病前6か月間の時間外労働時間数は、最長で47時間20分であることから、「配置転換があった」及び「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、「中」と判断することが相当である。

(イ) 請求代理人は、請求人は、K常務理事が聴覚障害者に対して理解不足であり、情報センターの意義についても理解しておらず、さらにL情報センター所長やMとの間においても意見の相違等が生じていたことから、大きなストレスを感じていたと述べている。これらの出来事は、認定基準別表1の具体的な出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心

理的負荷の強度「Ⅱ」）及び「同僚とのトラブルがあった」（同「Ⅱ」）に該当するとみることができるところから検討すると、以下のとおりである。

請求人は、手話通訳士として、長年にわたり聴覚障害者のために職務に従事しており、一件記録からもその手腕については高く評価されるべきものと推認されるところ、必ずしも専門家とは言い難い上司との関係において、意見の相違等が生じるといった事態があったことは想像できるところである。もっとも、請求人は、K常務理事から厳しい非難や叱責を受ける等の事実があったことを主張はしておらず、また、Nの申述からもそのような事実を見出すことはできず、さらに、L情報センター所長との間についてもトラブルはなかった旨申述しており、重大な心理的負荷をもたらす出来事があったとは判断できない。この点、請求人は、情報センターへの異動により増額を期待していたにもかかわらず、月額給与は大きく低下したと不満を述べるも、賞与を含めると総収入額はほとんど変更されていないと認められるものであり、双方の意思疎通の不備があるとは言えるものの、このこと自体は、客観的には上司とのトラブルとは言い難いものである。以上の事実を踏まえると、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のアに説示するとおり、「上司とのトラブルがあった」との出来事についての心理的負荷の総合評価は「弱」と判断することが妥当である。

一方、Mとの関係について、請求人は、仕事ができない、対外的な配慮がない等によりストレスを感じた旨主張しているが、業務をめぐる方針等において対立が生じていたとまでは認められないものであり、当審査会としても、「同僚とのトラブルがあった」との出来事で評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (ウ) その他、請求代理人は、Mの仕事によって受講生や講師を怒らせた際、同人は謝罪せず、請求人が謝罪する事態となったことにつき、「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると主張し、さらに、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで13日間について、連続勤務を行ったとして「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると主張するが、当審査会において、それぞれについて検討するも、いずれも決定書理由第2の2のイ（ウ）及び（エ）に説示するとおり、業務による心理的負荷をもたらす出来事で

あると評価しても、その心理的負荷の総合評価は「強」には至らないものである。

ウ 以上のとおり、請求人の本件疾病発病に関与したと考えられる業務による出来事については、心理的負荷の強度が「中」又は「弱」に該当する複数の出来事が認められるものの、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。